

3章

経理上の注意事項を 確認しよう




Q インボイスの交付や保存が免除されることはありますか？

A

インボイスの交付義務が免除されるのは、表の①～⑤の5つの場合です。この5つの場合は、インボイスが交付されないときは保存することはできないので、その旨を記載した帳簿があれば仕入税額控除が認められます。また、表の⑥～⑪の場合も、この旨に当てはまることを記載した帳簿を保存することで仕入税額控除が認められます。

👉 インボイスの交付が免除される取引

	取引内容	交付義務が免除される事業者等
①	税込金額が3万円未満の公共交通料金 	鉄道会社、バス会社など
②	自動販売機による税込価額が3万円未満の商品販売	販売者（自動販売機の設置者など）
③	郵便ポストに投函される郵便物	郵便局
④	卸売市場でのせりや入札による販売	販売者（出荷者）
⑤	卸売市場、農協、漁協などで受託者が販売する生鮮食品や農林水産物など	委託者（出荷者や生産者）

チケット1枚ごとの金額や月でまとめた金額ではなく、1回の取引ごとの税込金額が3万円未満の場合に限ります。例えば、東京～大阪間の新幹線運賃が1人1万4,000円とすると、4人分まとめた場合は5万6,000円なので、免除の対象とはなりません。

⑤の委託販売と受託販売については、48～49ページで詳しく説明します。





インボイスの保存が免除される取引

※インボイスの交付が免除される取引①～⑤のほか

	取引内容	取引される物の例
⑥	出張旅費、宿泊費、日当、転勤支度金、通勤手当	社員から受け取る旅費の領収書など
⑦	簡易インボイスの要件を満たす施設の入場券などで、使用したときに回収されるもの	展示会や美術館の入場券など
⑧	古物営業の事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の古物	※1 から買い受ける中古車、中古楽器、中古衣料など
⑨	宅地建物取引業の事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の建物	※1 から買い受ける中古住宅、中古マンションなど
⑩	質屋を営む事業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の質草	※1 から買い受ける時計、バッグなど
⑪	リサイクル事業の事業者などがインボイス発行事業者ではない者から買い受けた再生資源、再生部品	※1 から買い受ける使用しない電子機器類、金属類、紙類など

※1=個人（会社員や団体職員など）やインボイス制度に登録していない事業者

⑥の出張旅費などについては、36～37ページで詳しく説明します。
⑧の古物営業については、51ページで詳しく説明します。



インボイス制度導入から6年間（令和5年10月1日～令和11年9月30日）、中小事業者^(★)は、税込1万円未満の課税仕入れについてはインボイスを保存しなくても、帳簿を保存すればOKです。

★2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人の場合は1～6月）の課税売上が5,000万円以下の事業者

Q 社員の出張旅費、 宿泊費、通勤手当など、 インボイスを受け取れないときは どのように対処すればよいですか？

A

インボイス発行事業者でない社員は、インボイスを発行することができません。そこで、次のものについては、インボイスの発行が免除され、一定の事項を記載した帳簿を保存すれば、仕入税額控除が受けられます。帳簿記載については、右ページのコラムを参照してください。

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当のうち、 その旅行に通常必要であると認められる部分の金額

※社員の転任に伴う転居や退職者等の退職等に伴う転居のために行う旅行の旅費についても含む。

所得税が非課税となる範囲内に限り、次の事項を考え合わせます。

- その支給額が、社内の役員や社員のすべてを通じて適正なバランスが保たれた基準に即して計算されているか（特定の役職や職種に偏った支給額になっていないか、など）。
- その支給額が、同業種、同規模の事業者などが一般的に支給している金額と比べて相当と認められる金額かどうか。



社員に支給する通勤手当のうち、 通勤につき通常必要と認められる部分の金額

社員がその通勤に必要な交通機関の利用などのために通常必要と認められるものであればよく、「非課税とされる通勤手当」（所得税法施行令第20条の2）で規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

インボイス制度の帳簿記載と保存

インボイスを受け取らず帳簿の保存のみで仕入税額控除を受けるための記載事項は下記の通りです。

帳簿の保存は、令和元年10月1日に導入され、令和5年9月30日まで有効となっている「区分記載請求書等保存方式」と同じです。

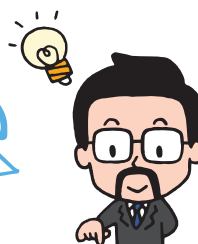
✓ 記載 (インボイス制度で帳簿に記載が必要な事項)

- ① 課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産またはサービスの内容
(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡などに係る場合は、資産の内容と軽減対象資産の譲渡に係るものであることを記載する)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額 (税率区分ごとに合計した額)

✓ 保存

上記の①～④を記載した帳簿を保存する必要があります。

帳簿の保存のみで仕入税額控除を受けるには、通常必要となる上記の記載項目に加え、次の項目に該当することが必要となります。



● 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる仕入れに該当すること

例) 3万円未満のJR利用料金、社員の出張旅費など

● 仕入れの相手方の住所または所在地がわかること

ただし、仕入れ先が次の場合は記載が不要です。

- ・ 船舶、バス、鉄道の運送を行った者
- ・ 郵便サービスの提供をした者
- ・ 出張旅費等を受け取った社員など

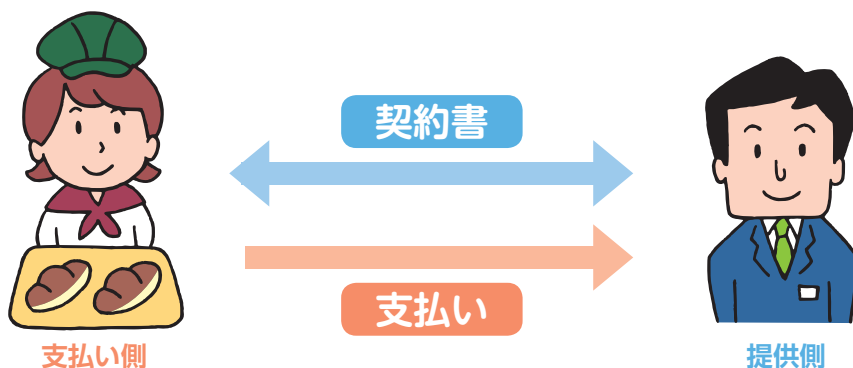
※ 古物、建物、質草、リサイクル品についても決まりがあります。

関係する事業を営む方は、最寄りの商工会にご相談の上、ご確認ください。

Q 口座振替や振込による事務所賃借料の 決済なども仕入税額控除できますか？

A

賃借料や会計士費用などを銀行の口座振替や口座振込で行う事業者は多いでしょう。契約書に基づいて代金決済を行い、取引の都度、請求書や領収書が発行されない取引でも、仕入税額控除を受けるためには原則としてインボイスの受け取り、保存が必要ですが、次のどちらかの方法で対処できます。



インボイスは、一定期間の取引についてまとめて発行することができる。

①一定期間の取引をまとめて発行されたインボイスを受け取る。

インボイスは、複数の書類で記載要件を満たしても構わない。

②インボイス登録番号などが記載された契約書（必要事項を記載した書類でも可）と、日付と金額が印字された通帳を保存する。

●契約書の記載事項

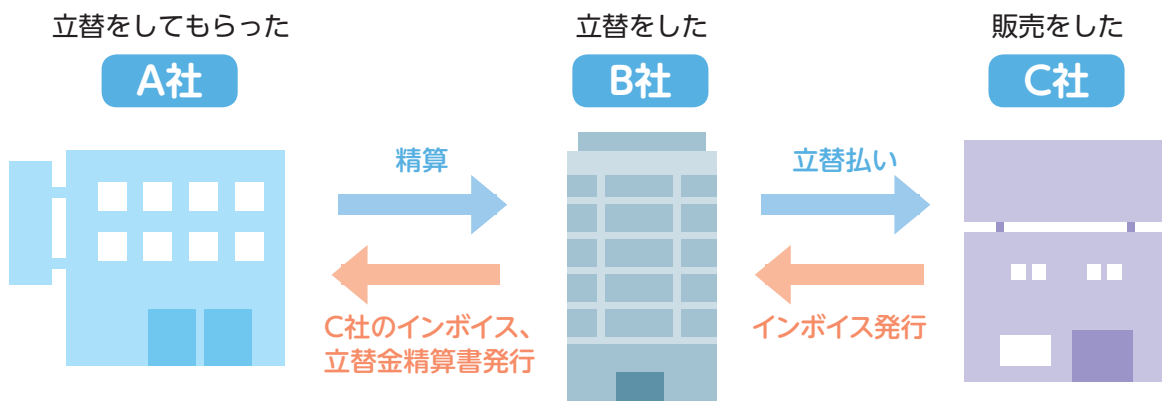
- ・インボイス発行事業者の氏名または名称
- ・インボイス登録番号
- ・取引内容
- ・税率区分ごとに合計した取引金額に対する消費税額と適用税率
- ・請求書等の受領者の氏名または名称

●通帳の記載事項

- ・取引年月日
- ・税率区分ごとに合計した取引金額

Q 取引先に経費を立替払いしてもらったら、どのように対処すればよいですか？

A 取引先に経費を立替払いしてもらった場合、領収書の宛名は取引先になっています。単にこの領収書を受け取るだけでは仕入税額控除を受けることはできません。立替金精算書を発行してもらい、保管しましょう。



A社 御中	令和5年11月30日
立替金精算書	
令和5年11月2日	
得意先訪問同行時交通費	
レンタカー代 1/2	〇〇〇円
ガソリン代 1/2	〇〇〇円
合計	〇〇〇円
※領収証(インボイス)コピー添付します。	
B社	

立替金精算書の例

B社がインボイス発行事業者でなくても、C社がインボイス発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。もし立替払いの内容がインボイスの交付や保存が免除される取引(34~35ページ参照)であれば、その帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。





請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか？



インボイス登録日が令和5年10月1日（インボイスの開始日）なら、請求書内で登録日前後を区分する必要があります。しかし、登録日前後を区分せず、まとめて請求書に記載しても問題ありません。

- 例** インボイス登録日：令和5年10月1日
請求期間：令和5年9月16日～10月15日
請求日：令和5年10月31日

登録日：令和5年10月1日

インボイス発行事業者

【登録日前後を明確に分けて記載】

【登録日前後を分けずに記載】

請求書

令和5年10月31日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234…

(株) ○○○御中

令和5年10月請求分 (9月16日～10月15日)
752,800円

品目	金額
令和5年9月分 (9月16日～30日)	
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円
令和5年10月分 (10月1日～15日)	
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円

請求書

令和5年10月31日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234…

(株) ○○○御中

令和5年10月請求分 (9月16日～10月15日)
752,800円

品目	金額
令和5年9月分 (9月16日～10月15日)	
10%対象 418,000円 内消費税38,000円	418,000円
8%対象 334,800円 内消費税24,800円	334,800円

どちらでも
OK





インボイス登録日が令和5年10月2日以降の場合は、登録日前と以後を区別する必要があります。

例 インボイス登録日：令和5年11月1日
請求期間：令和5年10月16日～11月15日
請求日：令和5年11月30日

登録日：令和5年11月1日

インボイス発行事業者

【登録日前後を明確に分けて記載】

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234…

(株) ○○○御中
令和5年11月請求分 (10月16日～11月15日)
752,800円

品目	金額
令和5年10月分 (10月16日～31日)	
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円
令和5年11月分 (11月1日～15日)	
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円

【登録日前後を別々に発行】

請求書

令和5年11月30日

インボイス登録日前の請求書には
インボイス登録番号を入れない

(株) ○○○御中
令和5年11月請求分
令和5年10月16日～31日 382,000円

品目	金額
10%対象 220,000円 内消費税20,000円	220,000円
8%対象 162,000円 内消費税12,000円	162,000円

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234…

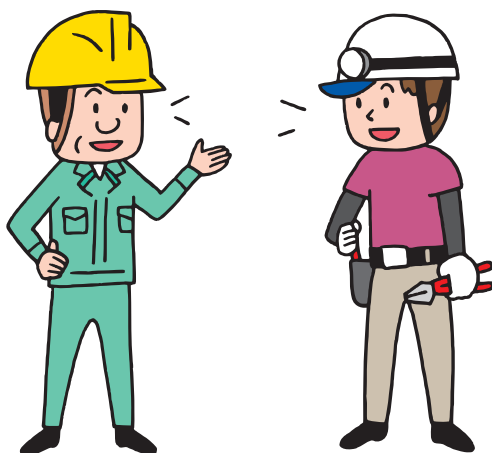
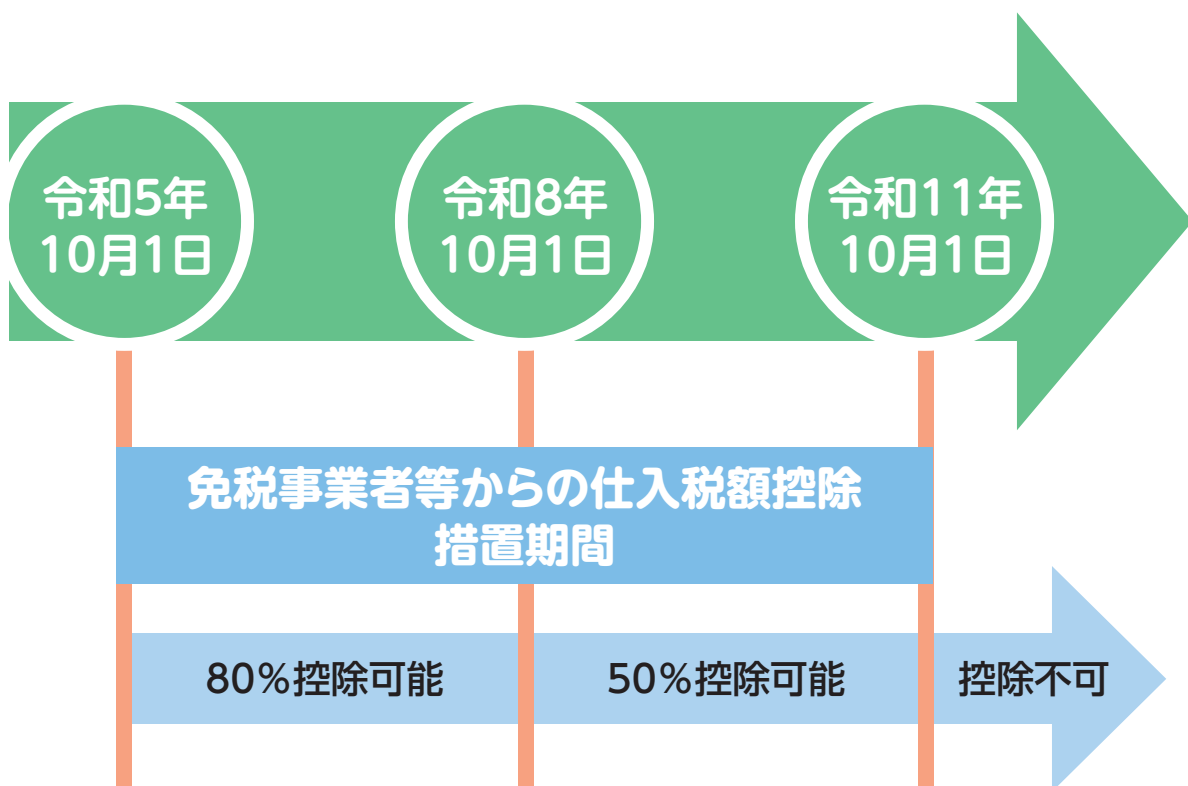
(株) ○○○御中
令和5年11月請求分
令和5年11月1日～15日 370,800円

品目	金額
10%対象 198,000円 内消費税18,000円	198,000円
8%対象 172,800円 内消費税12,800円	172,800円

どちらでも
OK

Q 免税事業者からの課税仕入れにはどのように対処すればよいですか？

A インボイス制度開始から下の図の期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れでも、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。





経過措置を受けるために必要なこと

帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名または名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れをした商品やサービスの内容と
経過措置の適用を受ける課税仕入れであること
- ④ 課税仕入れの額



③の経過措置の適用を受ける課税仕入れであることを記す場合、次のどちらかでOKです。

- ・個々の取引ごとに「80%（50%）控除対象」や「免税事業者からの仕入れ」などと記載する
- ・経過措置の適用対象となる取引に、※や☆などの記号・番号等をつけ、その記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れであること」と記載し、別途「※は80%控除対象」などと表示する



請求書等の記載事項

区分記載請求書等と同様の記載事項が必要です

- ① 書類の作成者の氏名または名称
- ② 課税対象の商品やサービスの譲渡などを行った年月日
- ③ 課税対象の商品やサービスの内容
- ④ 税率ごとに合計した③の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

これまでと
同じだね。



Q インボイスの保存方法を確認したいのですが？

A インボイスは、**買い手** と **売り手** の間でやり取りします。受け取った事業者だけでなく、発行した事業者も写しを7年間保存しなくてはなりません。発行された状態により、次のように保存をしましょう。

 **令和5年12月31日まで**

インボイスの種類	売り手	買い手
書面	書面の写しを保存 (レジのジャーナル、 一覧表や明細書なども可) または 書面の写しを電子化して保存	書面（原本）を保存 または 書面を電子化して保存
電子インボイス	データで保存 または プリントアウトして書面で保存	データで保存 または プリントアウトして書面で保存



電子帳簿保存法が令和4年1月1日から施行されています。書面を電子化して保存することと電子インボイスが電子帳簿保存法に該当し、検索要件等々の要件を満たした状態での保存が要求されています。ただし、やむを得ない事情がある場合には、令和5年12月31日までは要件を満たしていない状態でも保存を認めるという規定があり、上記表の赤字の部分が該当します。電子帳簿保存法の要件を満たしていなくても認めるということです。

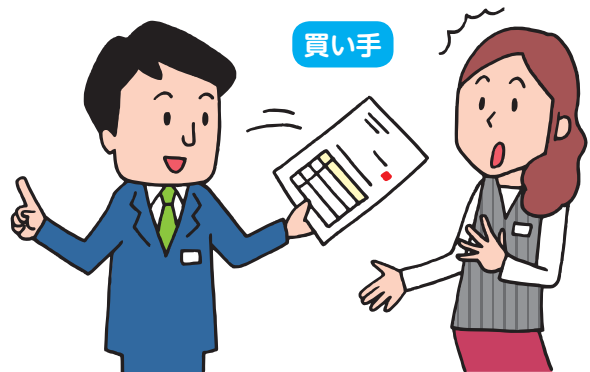
👍 令和6年1月1日から

インボイスの種類	売り手	買い手
書面	書面の写しを保存 (レジのジャーナル、 一覧表や明細書なども可) または 書面の写しを電子化して保存	書面(原本)を保存 または 書面を電子化して保存
電子インボイス	データで保存	データで保存

※検索要件、タイムスタンプなどの要件
(46ページ参照)を満たしていることが
必要です。



売り手



令和6年1月1日からは電子帳簿保存法の宥恕(ゆうじょ)規定(左ページの黄色の下線部)の期限が切れます。

上の表の赤字の部分は、このように保存して電子帳簿保存法の要件を満たしていないと罰則等の対象となります。もとのデータが電子のものは紙媒体での保存を認められなくなります。

インボイス制度と電子帳簿保存法の関連については、46ページを参照してください。



インボイス制度と電子帳簿保存法

電子帳簿保存法は、下の3区分に分かれています。

下記の赤字の部分が主なインボイス制度に関連するものです。

1 帳簿保存（電子的に作成した帳簿・書類）

会計ソフトなどの電子的に作成した帳簿、電子的に作成した決算書類や自社発行の納品書・請求書の控えが該当します。

保存の主な要件

- ・変更の履歴がわかること
- ・検索機能
- ・使用中のシステムの説明書等を用意
- ・モニターやプリンタを準備すること

2 スキャナー保存（紙で受領・作成した書類をスキャナーで保存したもの）

紙媒体で発行・受領した領収証・契約書・見積書・請求書・仕入明細書などをスキャンして電子保存する場合は該当します。

保存の主な要件

- ・入力期間の制限
- ・解像度
- ・検索機能
- ・タイムスタンプ付与
- ・整然・明確出力
- ・使用中のシステムの説明書等を用意
- ・モニターやプリンタを準備すること

3 電子取引（メール等の電子的に授受した取引）

電子インボイス、メールで受信した書類、ペーパーレスFAXで受信した書類、クラウド上で交わした契約書などが該当します。

保存の主な要件

- ・検索機能
 - ・使用中のシステムの説明書等を用意
 - ・ディスプレイやプリンタを準備すること
 - ・真実性を確保するための措置
- ※タイムスタンプ付与、訂正削除の防止に関する事務処理規程を定め運用する。

電子帳簿保存法はすべての事業者の対応が想定され、もとのデータが電子のものは紙媒体での保存が認められず、罰則規定もあります。

詳しくは、電子帳簿保存法を参照してください。



電子文書運用の国際規格（Peppol（ペポル））に準拠した日本版デジタルインボイスも開発が進んでいます。将来的に海外企業との取引も効率的になりそうです。